

## 脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）交付要領

（趣旨）

第1 久慈市山形町地域（以下「山形町」という。）において、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素（以下「CO2」という。）の排出量実質ゼロを目指すとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の地産地消及び地域経済の循環を促進するため、補助事業者が再エネ熱利用・発電等設備の設置等を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより補助金を交付する。

（定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉施設等 特別養護老人ホーム愛山荘、老人デイサービスセンター条例（平成18年久慈市条例第102号）第1条に規定する山形地区デイサービスセンター、老人福祉センター条例（平成18年久慈市条例第105号）第1条に規定する山形老人福祉センター及び高齢者生活福祉センター条例（平成18年久慈市条例第107号）第1条に規定する久慈市高齢者生活福祉センター並びにその敷地をいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽光パネルを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備をいう。
- (3) 蓄電池システム 太陽光発電システムにより発電した電気を蓄電するための設備であって、アンカーボルト等により固定して設置されたものをいう。
- (4) 再エネ熱利用設備 木質バイオマスボイラーを利用して熱を発生させるための設備及びこれに附属する設備をいう。
- (5) 再エネ熱利用及び発電システム 木質バイオマス熱電併給設備を利用して熱及び電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備をいう。
- (6) 再エネ熱利用・発電等設備 前4号に規定する設備をいう。
- (7) PPAモデル事業 補助事業者が行う電力販売契約のうち、福祉施設等を借り受け、当福祉施設等に自らの所有する再エネ熱利用・発電等設備を設置（当該福祉施設等の電力需要量の不足分を補う目的で当該福祉施設等の敷地外に設置するものを含む。）し、当該再エネ熱・発電等設備において創られた熱及び電気を需要

家に販売するものをいう。

- (8) 需要家 福祉施設等を管理する事業者又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理施設の管理を行わせることとして市が指定した福祉施設等の指定管理者であって、再エネ熱利用・発電等設備により創られた熱及び電気を活用する者をいう。

（補助金の交付の対象者）

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本店、支店、営業所等を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点で市税を滞納していない者
- (2) 福祉施設等に再エネ熱利用・発電等設備を設置しようとする者
- (3) 需要家又は施設管理者の同意を得たうえで、需要家が指定する者

（補助金の交付の対象事業）

第4 補助金の交付の対象事業は、次の各号のいずれかを行う事業とする。

- (1) 太陽光発電システムの設置。設置する太陽光発電システムは、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - ア 未使用品であること。
  - イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
  - ウ 発電電力量などの計測機器を導入し、CO2削減量の実績値を正確に把握できるものであること。
  - エ 自立運転機能付きパワーコンディショナーを導入し、停電時に需要家が必要だと考える電力を供給できるものであること。
  - オ 自立運転機能付きのパワーコンディショナーによる非常用コンセントを設置する場合は、次の要件を満たすこと。
    - (ア) 原則として、停電時に需要家が必要だと考える電力を使用する場所のできる限り近くに非常用コンセントを設置すること。
    - (イ) 屋上など停電時に需要家が必要だと考える電力の使用場所から離れた場所に非常用コンセントを設置する場合は、延長コードを用意するなど停電時に非常用コンセントを活用できるための措置を講じること。
    - (ウ) 非常用コンセントを屋外に設置する場合は、雨天時に雨に濡れ、機器の故障や漏電が発生しないよう、防水コンセントとするなど防水対策を講じるこ

と。

カ 固定方法については、次の要件を満たすこと。

(ア) 太陽電池モジュール及びその架台の固定方法は「JIS C8955:2017太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」（日本産業規格）などに示された固定荷重、風圧荷重その他これに類する一定の基準を満たすものであり、その内容を強度計算書などで確認できるものであること。

(イ) パワーコンディショナーや変圧器などの機器は原則としてアンカーボルトなどで壁や床のコンクリートなどに固定して設置すること。

キ 太陽光発電システムを屋根に設置する場合については、以下の要件を満たすこと。

(ア) 太陽電池モジュールを設置できる強度を有する建物であること。

(イ) 陸屋根などに架台を設置する場合は、架台の重量を含めた上で構造計算を行うこと。この場合において、冬季の雪を考慮して架台の設置の必要性の有無を検討すること。

(ウ) 屋根の形状が特殊な場合は、太陽電池モジュールを設置できる金具などがあることや納期を申請前に確認すること。

(エ) 架台などを設置するために屋根に穴を開ける場合は、屋根の修繕費用や雨漏りが生じないように施工できることを申請前に確認すること。

ク 実証段階の製品でないこと。

ケ 各種法令等を遵守した設備であること。

コ その他補助対象設備の要件として別表第1に掲げる事項を備えたものであること。

(2) 前号の設備に付帯する蓄電池システムの設置。設置する蓄電池システムは、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 未使用品であること。

イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。

ウ 据置型（定置型）の蓄電池であること。据置型蓄電池の固定方法は『建築設備耐震設計・施工指針2014年版』（一般財団法人日本建築センター）などに示された地震荷重など一定の基準を満たすものであり、原則として一定の基準を満たすことを強度計算書などで確認できるものであること。

エ 蓄電池容量の合理性について説明できるものであること。

オ 本補助事業で導入する再エネ熱利用・発電等設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

カ 据置型蓄電池から放電した分を本補助事業で導入する再エネ熱利用・発電等設備の発電電力で充電できるシステムであること。

キ 原則として、本補助事業で導入する再エネ熱利用・発電等設備の発電電力の自家消費率の向上に資するものであること。

ク 停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できるものであること。

ケ 実証段階の製品でないこと。

コ 各種法令等を遵守した設備であること。

サ その他補助対象設備の要件として別表第1に掲げる事項を備えたものであること。

(3) 再エネ熱利用設備の設置。設置する再エネ熱利用設備は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 未使用品であること。

イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。

ウ 熱利用量の計測機器を導入し、CO2削減量の実績値を正確に把握できるものであること。

エ バイオマスの熱利用におけるバイオマス依存率（燃料を燃焼させることにより生ずる発熱量の総和に対する燃料に含まれるバイオマスを燃焼させることにより生ずる発熱量の割合をいう。以下この号及び次号において同じ。）が60%以上であること。ただし、家畜糞尿、食品残渣及び下水汚泥のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。

オ 副燃料として石油、石炭等の化石燃料を常に使用する設備でないこと。

(4) 再エネ熱利用及び発電システムの設置。設置する再エネ熱利用及び発電システムは、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 未使用品であること。

イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。

ウ 熱利用量及び発電電力量の計測機器を導入し、CO2削減量の実績値を正確に把握できるものであること。

エ バイオマス（バイオガスを含む。以下この号において同じ。）の熱利用及び発電におけるバイオマス依存率が60%以上であること。ただし、家畜糞尿、食品残渣及び下水汚泥のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。

オ 副燃料として石油、石炭等の化石燃料を常に使用する設備でないこと。

（補助対象経費）

第5 補助対象となる経費は、第4に規定する事業を実施する場合に要する別表第2に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 再エネ熱利用・発電等設備の設置に伴う施設等の補修工事に要する経費
- (2) 再エネ熱利用・発電等設備の設置に伴う柵塀等の設置に要する経費
- (3) 土地の造成に要する経費
- (4) 土地の取得に要する経費
- (5) その他市長が別に定める経費

（補助事業の期間）

第6 補助事業の実施期間は、単年度とする。

2 補助事業者は、複数の年度において事業を計画する場合は、補助金の交付の申請を行うにあたり当該複数の年度における事業計画を提出するものとする。

3 前項の場合において、市は、補助金の交付の申請が行われた日の属する年度の事業計画について、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の額）

第7 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる再エネ熱利用・発電等設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

| 再エネ熱利用・発電等<br>設備の区分 | 補助金の額  |
|---------------------|--|
| 太陽光発電システム           | 補助対象経費の合計額又は太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合 |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | 計値に25万円/kWを乗じて得た額のいずれか低い額の3分の2に相当する額以内の額。ただし、パワーコンディショナーの定格出力の合計値に対する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値の割合は194%以下であること。 |
| 蓄電池システム           | 補助対象経費の合計額又は蓄電池システムを構成する蓄電池の蓄電容量に24.2万円/kWhを乗じて得た額のいずれか低い額の4分の3に相当する額以内の額                                 |
| 再エネ熱利用設備          | 補助対象経費の合計額の4分の3に相当する額以内の額   |
| 再エネ熱利用及び発電システムの設置 | 補助対象経費の合計額の4分の3に相当する額以内の額   |

(補助金の交付の条件)

第8 規則第6条第1項各号に定めるもののほか、次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

- (1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (2) 福祉施設等に導入する再エネ熱利用・発電等設備で発電して消費する電力量を当該設備で発電する電力量の50パーセント以上とすること。
- (3) PPAモデル事業により需要家に熱及び電力を販売する場合において、補助金額相当分の10分の9を控除した額で当該販売を行うこと。
- (4) 再エネ熱利用・発電等設備により発電した電力のうち需要家の消費量を超える余剰電力については、小売電気事業者と余剰電力の売電に関する契約を締結の上、当該小売電気事業者に売電することができるものとする。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）の認定又はフィードインプレミアム制度の認定を取得しないこと。
- (6) 第6第2項に基づき複数の年度における事業計画を提出した場合において、翌

年度以降に計画している事業を中止する等、補助事業における効果の発現に著しく影響を及ぼす計画の変更を行わないこと。ただし、当該計画の変更について、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(7) 事業完了後、市長の求めに応じ、発電量、売電量、売熱量、需要家の熱及び電気の需要量に対して再エネ熱利用・発電等設備で創り出した熱及び電気の供給量の割合、その他これに類するデータを提出すること。

(補助事業に要する経費の配分の軽微な変更)

第9 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、第1に規定する経費の20パーセント以内の増減とする。

(申請の取下期日)

第10 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第11 補助事業者は、再エネ熱利用・発電等設備の設置完了後30日以内又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、脱炭素先行地域推進事業費補助金実績報告書(様式第6号)に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12 第11の規定により報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助対象設備の処分制限期間)

第13 補助対象設備の処分制限期間は、法定耐用年数とする。この場合において、法定耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)によるものとする。

(是正のための措置)

第14 市長は、第11に規定する実績報告を受けた場合において、その報告の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じ、報告を求めること又は調査することができる。

(協力)

第15 市長は、補助事業者に対し、第1に掲げる趣旨に基づき市長が必要と認める事

項について協力を求めることができる。

(提出書類及び提出期日)

第16 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は別表第3のとおりとする。

(補則)

第17 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月2日から施行する。



## 別表第1（第4関係）

### 1 太陽光発電システム整備

|      |  |
|------|--|
| 補助要件 | <p>ア 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>イ 再エネ特措法に基づくFIT制度の認定又はフィードインプレミアム制度の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>エ PPAモデル事業により実施する場合、補助金額相当分の10分の9がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分の10分の9が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>オ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次の（ア）～（シ）をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>（ア） 近隣住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>（イ） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>（ウ） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>（エ） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）</p> |
|------|--|

を参照のこと。

(オ) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

(カ) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

(キ) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

(ク) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

(ケ) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

(コ) 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。

(サ) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(シ) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</p> <p>カ 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ熱利用・発電等設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ熱利用・発電等設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。</p> |
|--|---|

## 2 蓄電池システム整備

|      |  |
|------|--|
| 補助要件 | <p>ア 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>イ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>ウ 消防法（昭和23年法律第186号）ほか関係法令で定める安全基準の対象となる蓄電システム（※）であること。</p> <p>※ 業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）について火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電池システムであること。</p> |
|------|--|

## 3 再エネ熱利用設備整備（再生可能エネルギー熱のうちバイオマス熱利用）

|      |   |
|------|---|
| 補助要件 | <p>バイオマスの熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量 ÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量） × 100）を60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。原料として利用するバイオマスの</p> |
|------|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>調達手段の確保が見込まれること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造施設（木質チップ化施設、ペレット化施設等）及びメタン発酵等の前処理施設も交付対象とする。</p> |
|--|--|

#### 4 再エネ熱利用及び発電システム整備（バイオマス）

|             |   |
|-------------|---|
| <p>補助要件</p> | <p>ア 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>イ 再エネ特措法に基づくFITの認定又はフィードインプレミアム制度の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>エ PPAモデル事業により実施する場合、補助金額相当分の10分の9がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分の10分の9が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>オ バイオマス（バイオガスを含む。以下同じ）発電については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー</p> |
|-------------|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造施設(木質チップ化施設、ペレット化施設等)及びメタン発酵等の前処理施設も交付対象とする。</p> <p>カ 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ熱利用・発電等设备で発電して消費する電力量を、当該再エネ熱利用・発電等设备で発電する電力量の一定の割合(業務用:50%、家庭用:30%)以上とすること。</p> |
|--|--|

5 その他基盤インフラ設備(自営線・蓄熱設備・熱導管・エネルギーマネジメントシステム等)

|      |  |
|------|--|
| 補助要件 | <p>ア 地中化のための設備も補助対象とする。</p> <p>イ エネルギーマネジメントシステムについては、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(ア) 平時に省エネ効果(運用改善によるものを含む)が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること</p> <p>(イ) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。</p> |
|------|--|

別表第2（第5関係）

補助対象経費

| 区分  | 費目              | 細分   | 内容  |
|-----|-----------------|------|---|
| 工事費 | 本工事費<br>(直接工事費) | 材料費  | 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。   |
|     |                 | 労務費  | 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。  |
|     |                 | 直接経費 | 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。<br>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）<br>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）<br>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））<br>④負担金（事業を行うために必要な経費 |

|        |       |  |  |
|--------|-------|--|--|
|        |       |  | を契約、協定等に基づき負担する経費)   |
| 間接工事費  | 共通仮設費 |  | <p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> |
|        | 現場管理費 |  | <p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>   |
|        | 一般管理費 |  | <p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>  |
| 付帯工事費  |       |  | <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>  |
| 機械器具費  |       |  | <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>  |
| 測量及試験費 |       |  | <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。</p>   |
| 設備費    | 設備費   |  | <p>事業を行うために直接必要な設備及び機</p>  |

|     |     |  |   |
|-----|-----|--|---|
|     |     |  | <p>器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>  |
| 業務費 | 業務費 |  | <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。</p> <p>PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。</p> |
| 事務費 | 事務費 |  | <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。</p>  |



別表第3（第16関係）

| 条項             | 提出書類及び添付書類   | 様式  | 提出部数 | 提出期日   |
|----------------|--|-----|------|--------|
| 規則第4条の規定による書類  | 脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）交付申請書                                   | 第1号 | 1部   | 別に定める。 |
|                | 1 事業実施計画書  | 第2号 | 1部   |        |
|                | 2 事業の実施体制  |     | 1部   |        |
|                | 3 再エネ熱利用・発電等設備を設置しようとする施設等の位置図及び設置予定箇所の写真                            |     | 1部   |        |
|                | 4 再エネ熱利用・発電等設備を構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し                              |     | 1部   |        |
|                | 5 使用貸借又は賃貸借契約書の写し  |     | 1部   |        |
|                | 6 系統連系に係る接続検討の回答（低圧設備については、系統連系申込に対する回答）を得ていることを証する書類（余剰電力を売電する場合のみ） |     | 1部   |        |
|                | 7 再エネ熱利用・発電等設備で発生した熱及び電気の売熱・売電契約先が確認できる書類の写し                         |     | 1部   |        |
|                | 8 不動産登記簿謄本   |     | 1部   |        |
|                | 9 経費内訳書  | 第3号 | 1部   |        |
| 10 暴力団排除に関する誓約 | 第4号  | 1部  |      |        |



|                   |   |      |    |        |
|-------------------|---|------|----|--------|
|                   | <p>これに類する書類の写し<br/>(余剰電力を売電する場合のみ)</p> <p>9 その他市長が必要と認める書類</p>      |      |    |        |
| 規則第13条第1項の規定による書類 | <p>脱炭素先行地域推進事業費補助金(再エネ熱利用・発電等設備)請求書</p> <p>市長が必要と認める書類</p>          | 第9号  | 1部 | 別に定める。 |
| 規則第15条の規定による書類    | <p>脱炭素先行地域推進事業費補助金(再エネ熱利用・発電等設備)前金払請求書</p> <p>市長が必要と認める書類</p>       | 第10号 | 1部 | 別に定める。 |
| 規則第20条の規定による書類    | <p>脱炭素先行地域推進事業費補助金(再エネ熱利用・発電等設備)に係る財産処分承認申請書</p> <p>市長が必要と認める書類</p> | 第11号 | 1部 | 別に定める。 |

様式第1号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）交付申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

電話番号

脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）の交付を受けたいので、補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号）及び脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）交付要領の定めるところに従います。

1 補助金交付申請額<sup>（注1、2）</sup>

金 円

2 補助事業に要する経費

経費内訳書（様式第3号）のとおり

3 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

（複数年度にわたる事業計画の場合は以下についても記入）

うち当該申請年度分の補助事業の完了予定年月日 年 月 日

4 その他参考資料<sup>（注3）</sup>

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属・職・氏名

（2）担当者の所属・職・氏名

（3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

## 添付書類

- 1 事業実施計画書（様式第2号）
- 2 事業の実施体制
- 3 再エネ熱利用・発電等設備を設置しようとする施設等の位置図及び設置予定箇所の写真
- 4 再エネ熱利用・発電等設備を構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し
- 5 使用貸借又は賃貸借契約書の写し
- 6 系統連系に係る接続検討の回答（低圧設備については、系統連系申込に対する回答）を得ていることを証する書類（余剰電力を売電する場合のみ）
- 7 再エネ熱利用・発電等設備で発生した熱及び電気の売熱・売電契約先が確認できる書類の写し
- 8 不動産登記簿謄本
- 9 経費内訳書（様式第3号）
- 10 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- 11 需要家が指定した事業者であることを証する書類
- 12 その他市長が必要と認める書類

注1 補助金交付申請額は、全体の事業計画が複数年度に及ぶ場合であっても、当該申請年度における金額（単年度分）を記載すること。

注2 1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

注3 申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款を添付すること。

様式第2号(別表関係)

事業実施計画書

(令和 年度～令和 年度)

1 資金調達計画

| 項目          | 金額 (円、税抜) | 備考                     |
|-------------|-----------|------------------------|
| 総事業費        |           |                        |
| うち、補助金交付申請額 |           |                        |
| 自己資金        |           |                        |
| 借入金         |           | 借入条件：<br>補助対象設備の担保：有・無 |
| その他         |           |                        |

2 支出予定額内訳

| 経費区分・費目  | 金額 (円、税抜) | 積算内訳    |
|--|-----------|---------|
| 本工事費<br>付帯工事費<br>機械器具費<br>測量及試験費<br>設備費<br>業務費<br>事務費<br><br>補助対象外経費 |           | 様式第3号参照 |
| 合計   |           |         |

注 経費区分・費目ごとの金額については「要領別表第2」を確認のうえ、記入すること。

### 3 事業の実施場所

### 4 導入する補助対象設備

#### (1) 太陽光発電システム

- ① 品番、品名
- ② 数量
- ③ その他（設備の出力、容量など）

#### (2) 蓄電池システム

- ① 品番、品名
- ② 数量
- ③ その他（設備の出力、容量など）

#### (3) 再エネ熱利用設備

- ① 品番、品名
- ② 数量
- ③ その他（設備の出力、容量など）

#### (4) 再エネ熱利用及び発電システム

- ① 品番、品名
- ② 数量
- ③ その他（設備の出力、容量など）

### 5 事業実施スケジュール

事業工程表のとおり

注1 複数年度に及ぶ事業計画の場合は、単年度ごとの事業実施計画書（様式第2号）及び経費内訳書（様式第3号）も作成すること。

注2 事業工程表（任意様式）について添付すること。

注3 記入欄が不足する場合は、行を追加し記載すること。

様式第3号（別表関係）

経費内訳書

（令和 年度～令和 年度）

1 総事業費

金 円（税抜）

2 補助対象経費

金 円（税抜）

3 経費内訳 （注1、2）

| 経費区分・費目  | 金額（税抜） | 積算内訳      |
|--|--------|-----------|
| 本工事費<br>（直接工事費）<br>材料費<br>労務費<br>直接経費<br>（間接工事費）<br>共通仮設費<br>現場管理費<br>一般管理費<br>付帯工事費<br>機械器具費<br>測量及試験費<br>設備費<br>業務費<br>事務費<br><br>補助対象外経費<br>補修工事<br>柵塀等の設置<br>土地の造成<br>土地の取得<br>その他 | 円      | 内訳明細書のとおり |
| 合計   |        |           |

注1 経費区分・費目に対応した「品番・品名」、「数量」、「単価」、「出力や容量などの仕様」を示した内訳明細書（任意様式）について添付すること。

注2 経費区分・費目ごとの金額については「要領別表第2」を確認のうえ、記入すること。



暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

（宛先）久慈市長

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

電話番号

私は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第5号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）変更（中止、廃止）  
承認申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知があった脱炭素  
先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）について、申請内容を次の  
とおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 補助変更申請額

（1）既交付決定の額 金 円

（2）変更後の補助金申請の額 金 円

2 変更内容

3 変更（中止、廃止）の理由

様式第6号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）実績報告書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

電話番号

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）を活用した事業が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

1 補助金の交付決定額

金 円

2 補助事業に要する経費

経費所要額精算調書（様式第7号）のとおり

3 補助事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属・職・氏名

（2）担当者の所属・職・氏名

（3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第7号（別表関係）

経費所要額精算調書

（令和 年度～令和 年度）

1 総事業費（実績）

金 円（税抜）

2 補助対象経費（実績）

金 円（税抜）

3 経費内訳（実績）（注1、2）

| 経費区分・費目  | 金額（税抜） | 積算内訳      |
|--|--------|-----------|
| 本工事費<br>（直接工事費）<br>材料費<br>労務費<br>直接経費<br>（間接工事費）<br>共通仮設費<br>現場管理費<br>一般管理費<br>付帯工事費<br>機械器具費<br>測量及試験費<br>設備費<br>業務費<br>事務費<br><br>補助対象外経費<br>補修工事<br>柵塀等の設置<br>土地の造成<br>土地の取得<br>その他 | 円      | 内訳明細書のとおり |
| 合計   |        |           |

注1 経費区分・費目に対応した「品番・品名」、「数量」、「単価」、「出力や容量などの仕様」を示した内訳明細書（任意様式）について添付すること。

注2 経費区分・費目ごとの金額については「要領別表第2」を確認のうえ、記入すること。

様式第8号（別表関係）

取得財産等管理台帳

（令和 年度～令和 年度）

| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価<br>（円） | 金額<br>（円） | 取得年<br>月日 | 耐用年<br>数 | 設置場所又は<br>保管場所 |
|-----|----|----|-----------|-----------|-----------|----------|----------------|
|     |    |    |           |           |           |          |                |

注1 対象となる取得財産等は補助金交付規則第21条に規定する財産、かつ、処分制限額（取得財産等の取得価格が単価50万円）以上の財産とする。

注2 数量は同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。

注3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第9号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）請求書

年 月 日

（宛先）久慈市長

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

電話番号

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）の交付を受けたので、補助金交付規則により、次のとおり補助金の交付を請求します。

|           |   |       |   |
|-----------|---|-------|---|
| 1 交付決定額   | 金 | _____ | 円 |
| 2 前金払受領済額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 請求金額    | 金 | _____ | 円 |

4 補助金の振込先

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種類 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他 ( )

(4) 口座番号

(フリガナ)

(5) 口座名義

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は「請求」を「精算」と記載すること。

様式第10号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）前金払請求書

年 月 日

（宛先）久慈市長

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

電話番号

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）について、前金払を受けたいので、補助金交付規則により、次のとおり請求します。

- |           |   |       |   |
|-----------|---|-------|---|
| 1 交付決定額   | 金 | _____ | 円 |
| 2 前金払受領済額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 今回請求金額  | 金 | _____ | 円 |
| 4 理由      |   |       |   |

5 補助金の振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 支店名
- (3) 預金種類                      普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他 (                      )
- (4) 口座番号  
(フリガナ)
- (5) 口座名義

様式第11号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）に係る  
財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

電話番号

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があ  
った脱炭素先行地域推進事業費補助金（再エネ熱利用・発電等設備）の対象となった  
財産を処分したいので、補助金交付規則により、次のとおり申請します。

- 1 処分の方法
- 2 処分の理由
- 3 処分の時期